

平成 11 年 3 月 10 日 第 1 回理事会承認  
平成 11 年 4 月 12 日 文化庁長官承認  
平成 23 年 3 月 28 日 第 41 回理事会変更承認  
平成 23 年 4 月 1 日 文化庁長官承認  
平成 23 年 6 月 27 日 第 42 回理事会変更承認  
平成 23 年 6 月 28 日 文化庁長官届出

## 補償金関係業務の執行に関する規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人私的録画補償金管理協会（以下「本会」という。）の補償金関係業務の執行にあたって、著作権法（以下「法」という。）第 104 条の 7 第 1 項に規定する「補償金関係業務の執行に関する規程」として、同法第 104 条の 7 第 2 項、同法施行令第 57 条の 5 第 1 項及び同法施行規則第 22 条の 4 に規定する事項を定めることを目的とする。

### (私的録画補償金の分配)

第 2 条 本会が受領した著作物、実演又はレコードを私的使用の目的で録画する場合の補償金（以下、「私的録画補償金」という。）は、別に定める「私的録画補償金分配規程」（以下、「分配規程」という。）に基づき、著作権者、実演家又はレコード製作者に分配するものとする。

### (私的録画補償金の返還)

第 3 条 法第 104 条の 4 第 2 項に規定する私的録画補償金の返還は、別に定める「私的録画補償金返還基準」に基づき、行うものとする。

### (著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第 4 条 法第 104 条の 8 第 1 項に規定する事業を実施するために必要な資金（以下「共通目的基金」という。）は、本会が受領した私的録画補償金総額から私的録画補償金の返還のための資金（以下「還付引当基金」という。）及び私的録画補償金の管理に必要な手数料（以下「管理手数料」という。）を控除した後の金額に、法第 104 条の 8 第 1 項及び同法施行令第 57 条の 6 に規定する割合を乗じて得た額とする。

2. 共通目的基金の執行方法については、定款細則（1）委員会の設置に関する規程第 2 条に定める「共通目的委員会」に諮問したうえ、理事会が議決する。
3. 共通目的基金は、分配規程第 7 条に定める分配期において控除するものとする。

(管理手数料の額)

第5条 管理手数料は、本会が受領した私的録画補償金総額から還付引当基金を控除した後の金額の20%の範囲内において、理事会の承認を得て理事長が定めた額とする。

2. 管理手数料は、分配規程第7条に定める分配期において控除するものとする。

(私的録画補償金の額の公示)

第6条 私的録画補償金の額について文化庁長官の認可を受けたときは、すみやかに、本会の事務所及び会員の事務所に掲示するほか、広く国内において頒布されている雑誌等に掲載するなど、適切な方法により、公示するものとする。

(本規程の制定又は変更)

第7条 この規程の制定又は変更については、文化庁長官に届け出るものとする。

附 則

(実施期日)

1. この規程は、文化庁長官の承認を受けた平成11年4月12日から実施する。
2. 第5条第1項に定める管理手数料の上限の料率は、平成12年度までは30%と読み替えるものとする。
3. この規程の変更は、文化庁長官の承認を受けた平成23年4月1日から実施する。
4. この規程の変更は、文化庁長官に届け出た日から実施する。